平成２３年（フ）第７２８６号
大阪府吹田市泉町５丁目９番38号
債務者　重田　　誠
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７２８７号
大阪市鶴見区鶴見２丁目20番３―106号
債務者　石本八代重
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７２９１号
大阪府東大阪市若江南町２丁目５番８号
ディグナーデ202号
債務者　政田　憲彦
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７２９２号
大阪市東淀川区西淡路２丁目15番１―513号
債務者　渡邉　洋順
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４６０号
沖縄県那覇市識名３丁目３番37号
債務者　國場　真紀（旧姓崎原）
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１１２号
山口県下松市南花岡３丁目11番22号、前住所山口県下松市大字末武中33番地227
債務者　小倉みゆき
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第１４４号
山口県光市浅江５丁目４番24号
債務者　大庭　真由（旧姓谷村）
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第２２３号
松江市学園２丁目３番27―707号
債務者　参成　　均
1　決定年月日時　平成23年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１７１号
福島県いわき市泉玉露６丁目３番地の１
債務者　石高二三男
1　決定年月日時　平成23年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第１７２号
福島県いわき市泉玉露６丁目３番地の１
債務者　石高　文紀
1　決定年月日時　平成23年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第１７８号
福島県いわき市平北白土字宮前70番地の３
シティコーポ北白土２号棟102、前住所福島県郡山市熱海町熱海１丁目８番地の５
債務者　野内　聖子
1　決定年月日時　平成23年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第６９号
北海道北見市美山町56番地14
債務者　戸出　　司
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２３年（フ）第６７号
青森県三沢市淋代３丁目353番地
債務者　小湊美弥子
1　決定年月日時　平成23年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２３年（フ）第１１５１号
千葉市若葉区みつわ台２丁目11番７号　キャトルセゾン306号
債務者　井手　直則
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１１７５号
千葉市中央区松ケ丘町140番地　庭田荘201号
債務者　大村　誠一
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１２０９号
千葉県船橋市習志野台１丁目23番６―208号
債務者　本間　勝則
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２１５８号
愛知県津島市唐臼町油田64番地１　コーポ望B102号
債務者　泉　　光男
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２３５０号
名古屋市守山区翠松園２丁目1606番地　ジュネス喜多山202号
債務者　林　恵美子
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部